

続日本紀宣命における〈名詞 - ナガラ〉

村島, 祥子

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要 / 日本文学誌要

(巻 / Volume)

67

(開始ページ / Start Page)

25

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

2003-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009924>

続日本紀宣命における〈名詞・ナガラ〉

村 島 祥 子

一 はじめに

上代で「神ながら」【神奈我良】(万5八九四)、「続けながら」【都々氣奈我良】(万18四三〇)のように用いられるナガラと
いうことばは、元は古い連体助詞ナに名詞カラが複合し連濁
したものと言われている。^{*}「御手づから」【美豆豆可良】(万5
八・三)、「おのが身のから」【自身之柄】(万16三七九)といっ
た〈名詞＋連体助詞＋名詞〉の構成をもった表現が他にも見ら
れることから、「神ながら」も元は名詞「神」＋連体助詞「な」
＋名詞「から」であったと考えられ、「続けながら」のよう
に動詞連用形につく用法は、ナガラが接辞化していくある段階に
おいて後から生じた用法であったと推定される。^{*}万葉集に〈名
詞・ナガラ〉と〈動詞連用形・ナガラ〉の両方が見えることか
ら、ナガラは上代すでに接辞化を始めていたと考えられる。し

かし、平安初期に見られる「(1)露ながら折りてかざさむ菊の
花(古今・秋下二七〇)」「(2)咲く花は千種ながらにあたなれと
(古今・春下二〇一)」「(3)まだ宵ながら明けぬるを(古今・夏
三三三)」のような用例はまだ上代には見あたらない。(1)「露な
がら」は動作「かざさむ」の目的格「菊の花」の状態を表して
いるが、上代の〈名詞・ナガラ〉は専ら動作の主格の状態を表
す。(2)のように数詞について「全て」の意を表す用法や、(3)の
ような逆接を帯びた用法もまだ見あたらない。このように、上
代のナガラはすでに接辞化を始めてはいるが、まだ初期の段階
であったと考えられる。上代におけるナガラ of 働きを把握する
一端として、本稿は続日本紀宣命における〈名詞・ナガラ〉の
用いられ方を観察し、他の上代文獻に見える用例と適宜比較し
ながら、その特色を導き出そうと試みるものである。

二 天皇に用いられた〈名詞・ナガラ〉

まず、続日本紀宣命における〈名詞・ナガラ〉の概観を、用例数・上接語の種類・かかる用言の種類などの点で、万葉集と比較しながら大きくつかんでおく。続日本紀宣命には、〈名詞・ナガラ〉と訓むと考えられるものが二十二例、〈動詞連用形・ナガラ〉が四例ある。万葉集には〈名詞・ナガラ〉が二十三例、〈動詞連用形・ナガラ〉が五例あり、割合としては同じである。〈名詞・ナガラ〉の〈名詞〉部分にあたる上接語のあり様も似ている。宣命に見える〈名詞・ナガラ〉二十一例の内訳は、「神ながら」が十九例と多数を占め、「皇子ながら」「臣ながら」がそれぞれ一例ずつ見える。万葉集に見える〈名詞・ナガラ〉二十三例も、「神ながら」が十九例と殆どを占め、「皇子ながら」「君ながら」「山ながら」「海ながら」がそれぞれ一例ずつ見える。このように用例数やその割合、上接語の様相において、続日本紀宣命は万葉集と似通っている。異なっているのは〈名詞・ナガラ〉がかかる用言の種類である。万葉集の〈名詞・ナガラ〉は「舟出せず」「太敷きます」「鎮まりましぬ」「うつし」など様々な述語を修飾するが、宣命の〈名詞・ナガラ〉は殆どが「思ほしめす」のみにかかっている。だが、この違いは宣命という形式がもつ制約から生じたものであり、〈名詞・ナガラ〉の質的な違いではないだろう。というのも、天皇の命令を公式に発表するための一形式である宣命はその性質上、文脈や言い回しが決まっている。即位・讓位・改元・立太子・諭告・授位・誅罰など内容は多岐にわたるが、い

ずれも政治に関する実際の用務である。こうした限られた文脈の中で、〈名詞・ナガラ〉はほとんど全てが「神ながら」、動作主体は天皇、かかる動作は「思ほしめす」という特有の言い回しで固定している。モデル化すると「天皇、〔思惟内容〕と、神ながら、思ほしめす。」という構文である。このように、続日本紀宣命に見える〈名詞・ナガラ〉は、言い回しが固定的であることの他は、万葉集の〈名詞・ナガラ〉とさほど変わらないものと見てよいと考えられる。

さて、構文が形式化しているため、宣命の「神ながら」は天皇を神格化するために添えられた飾りのようにも見える。しかし、以下に指摘するように、宣命の中で「神ながら」が用いられる場面は限られている。天皇を神格化するための決まり文句であればどのような思惟内容に用いられてもいいはずであるが、「神ながら」が用いられるのはほぼ次の三タイプである。

A 歴代天皇による治世の歴史を回顧する

- (4) 遠祖の御世を始めて、天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座に坐して此の食国天下を撫で賜ひ慈しび賜ふ事は、辞立つに在らず、人の祖の意能が弱兒を養治す事の如く、治め賜ひ慈しび賜ひ来る業となも、神ながら【随神】念し行す。(三語)

- (5) 高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに、天皇が御世御世、天つ日嗣高御座に坐して治め賜ひ慈しび賜ひ来る食国天下の業となも、神ながら【神隨】念し行さくと詔りたまふ命を衆聞きたまへと宣

る。(四詔)

(6) 遠皇祖の御世を始めて、中・今に至るまで、天日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈しび賜はくは時々状々に従ひて、治め賜ひ慈しび賜ひ来る業と、神ながら【随神】念し行す。(五詔)

(7) 高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまで、天皇が御世御世、天日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵ひ賜ひ来る食国天下の業ととも、神ながら【神奈我良】も念し行さくと宣りたまふ大命を、衆聞きたまへと宣る。(十三詔)

(8) 遠皇祖の御世を始めて天皇が御世御世聞こし看し来る食国天つ日嗣高御座の業ととも神ながら【随神】念し行さくと勅りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと勅る。(十四詔)

(9) 高天原に神積まり坐す皇親神魯弁・神魯美命の吾孫の知らさむ食国天下と、事依さし奉りの任に、遠皇祖の御世を始めて天皇が御世御世聞こし看し来る食国高御座の業ととも神ながら【随神】念し行さくと宣りたまふ天皇が勅を、衆聞きたまへと宣る。(二十三詔)

(10) 高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに、天皇が御子のあれ坐さむいや継々に、大八嶋国知らさむ次と、¹⁰⁰天つ神の御子ながら【御子随】も、天に坐す神の依し奉りし随に、この天津日嗣高御座の業と、現御神と大八嶋国知らしめす倭根子天皇命の、授け賜ひ負せ賜ふ高き広き厚き大命を受け賜り恐み坐して、この

食国天下を調へ賜ひ平げ賜ひ、天下の公民を恵ひ賜ひ撫で賜はむととも、¹⁰¹神ながら【随神】思しめさくと詔りたまふ天皇が大命を、諸聞きたまへと詔る。(一詔)

Aでは皇祖以来歴代の天皇が今日にいたるまで国を治め民を慈しんできた歴史をたどる思惟内容に「神ながら」が用いられている。(10)を受けつつ統治への決意を述べた(11)もこのタイプに入れてよいだろう。

B 一大事に際して神意を推す

(12) 此の物は、天に坐す神・地坐神の相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて、顕しく出でたる宝に在るらしととも、神ながら【神随】念し行す。(四詔)

(13) 是を以て朕一人やは貴き大奇瑞を受け賜はらむ、天下と共に頂き受け賜はり歎ぶる理に在るべしと、神ながら【神奈我良】も念し坐してとも、衆を恵ひ賜ひ治め賜ひ御世の年号に字加へ賜はくと宣りたまふ天皇が大命を、衆聞きたまへと宣る。(十三詔)

(14) 去年の九月、天地の睨へる大奇瑞物顕れ来り。又四方の食国の年実豊に、むくさかに得たりと見賜ひて、神ながら【随神】も念し行すに、うつしくも、皇朕が御世に当りて、顕見る物には在らじ。今嗣ぎ坐さむ御世の名を記して、応へ来りて顕れ来る物に在るらしと念し坐して、今神龜の二字を御世の年名と定めて……(五詔)

(15) 高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、この天官御座に坐して天地八方を治め賜ひ調へ賜ふ事は、聖の君と

坐して賢しき臣供へ奉り、天下平けく百官安らけくして、天地の大き瑞は顯れ来となも、神ながら【随神】念し行さくと詔りたまふ命を衆聞きたまへと宣る。(六詔)

(6) 此れ誠に天地の神の慈び賜ひ護り賜ひ、掛けまくも畏き開闢已来御宇しし天皇が大御霊たちの穢き奴等をきらひ賜ひ弃て賜ふに依りて、また廬舎那如来、觀世音菩薩、護法の梵王・帝釈・四大天王の不可思議威神の力に依りてし、此の逆に在る惡しき奴等は顯れ出でて、悉く罪に伏しぬらしとなも、神ながら【神奈我良】も念し行すと宣りたまふ……(十九詔)

(17) かく聞こし看し来る天日嗣高御座の業は天に坐す神・地に坐す神の相うづなひ相扶け奉る事に依りてし此の座には平けく安けく御坐まして天下は知らしめす物に在るらしとなも神ながら【随神】念し行す。(二十三詔)

(18) また天日嗣高御座の業と坐す事は、進みては掛けまくも畏き天皇が大御名を受け賜はり、退きてははは大御祖の御名を蒙りてし食国天下をば撫で賜ひ恵ひ賜ふとなも神ながら【神奈我良】も念し坐す。(十三詔)

Bでは鉾脈・吉兆・謀反といった国の命運を左右する事物が発見された時、それがどのような神の意志を反映したものであるのか推量し位置づける思惟内容に「神ながら」が用いられている。(12)は武蔵国で銅が発見された際、天つ神と国つ神の祝福が形となって現れた出たものであらうと推量する思惟内容に対して「神ながら」が用いられている。同様に、(13)では金の出土は神々や歴代天皇の徳によつて現れたものであるから天下と

もに喜ぶべきもの、(14)では吉兆の龜は皇太子の徳に応えて天地が賜つたもの、(15)では賢い臣下の者達が仕え世の中が平和であつたために吉兆の龜が現れ出てきたもの、と推す思惟内容にそれぞれ「神ながら」が用いられている。(16)の塩焼王らの謀反発覚や、天下が太平であるのは天地の神の加護によるものと述べた(17)もこのタイプに入れてよいだろう。このような用例は万葉集にも見られる。

(19) 天地の 神相うづなひ 皇祖の 御霊助けて 遠き代に かりしことを 朕が御代に 顯はしてあれば 食す国は 栄えむものと 神ながら【可牟奈我良】 思はしめて……(万18四〇九四)

(19)は(13)と同じ金出土を歌つた賀陸奥国出金詔書歌である。(18)では自らが天皇となつて天下を治めているのは、歴代天皇と実母のお陰であると述べた思惟内容に「神ながら」が用いられている。神意を推すものではないが、天下を統治する助力として歴代天皇に並べて実母を挙げるのは新しい位置づけであり、このタイプに通じるものがある。また、(16)のように複数の型(この場合AとB)に重複する例も見られる。

C 天下太平のための一大政策をうちだす

(20) 掛けまくも畏き飛鳥淨御原宮に大八洲知らしめしし聖の天皇命、天下を治め賜ひ平げ賜ひて思ほし坐さく、上下を齊へ和げて動き無く静かに有らしむるには、礼と樂と二つ並べてし平けく長く有べしと神ながら【随神】も思ほし坐して、この舞を始め賜ひ造り賜ひき……(九詔)

(21)朕は拙く劣く在れども、親王等を始めて王等・臣等、諸の天皇が朝廷の立て賜へる食国の政を戴き持ちて、明き浄き心を以て誤ち落とすこと無く助け仕へ奉るに依りてし、天下は平けく安けく、治め賜ひ恵び賜ふべき物にありとなも、神ながら【神随】念し坐さくと勅りたまふ……(十四詔)

(22)天の日嗣と定め賜ひ儲け賜へる皇太子の位に謀反大逆の人の子を治め賜へれば、卿等、百官人等、天下百姓の念へらまくも、恥し、かたじけなし。加以、後の世の平けく安けく長く全く在る可き政にも在らずとなも神ながら【神奈賀良】も念し行すに依りてなも、他戸王を皇太子の位停め賜ひ却け賜ふと宣りたまふ天皇の御命を、衆聞きたまへと宣る。(五十四詔)

(23)故、是を以て、皇太子と定め賜へる山部親王に天下の政は授け賜ふ。古の人言へること有り、子を知るは親と云へりとなも聞こしめす。此の王は弱き時より朝夕と朕に従ひて今に至るまで怠ること無く仕へ奉るを見れば、仁孝厚き王に在りとなも神ながら【神奈我良】知らしめす。(五十九詔)

Cは天下を太平にしておくための一大政策や方針を打ち出す際に用いられる「神ながら」のグループである。波線で示したように、天下を泰平にしておくためには、という前置きを伴う。(20)は天武天皇が五節舞を創始したことを回想するくだりで、国を「斉へ和らげて動き無く静かに」しておくためには礼と楽の両方が必要だとする治世方針をうちだす思惟内容に「神

ながら」が用いられている。(21)は「天下が平らけく安けく」あるためには臣下の者達の「明き浄き心」が必要だと述べ、(22)は「後の世の平けく安けく……」あるためには罪人の子を皇太子につけておくべきではないと廃太子を決断、(22)の廃太子をうけた新たな立太子を決定した(23)も(22)に準じてこのグループに入れているだろう。

このように「神ながら」が用いられるのは、A歴代天皇による歴史を回顧する、B一大事に際して神意を推す、C天下太平のための一大政策をうちだす、の概ね三つの場合に限られている。これらに共通しているのは、いずれも神の血を受け継いだ最高権力者である天皇にしかとることができない行動がとられている点である。Aについて、天皇の統治権を保証するものはその血統であることから、歴代天皇の治世を回顧することは自らが支配者であることの正当性を周囲に顕示するとともに、自らも再確認する行為であつたと考えられる。Bについても、天つ神や今は亡き歴代天皇の神意をくみとることができるとは、神の血をひいた天皇のみであるという意識が背後にあると考えられる。Cのような天下太平のための大政策の決定は、言うまでもなく最高権力者ならではの行為である。以上から、続日本紀宣命の「神ながら」は、極めて形式化された構文で用いられたいはいるが、天皇が神であるということにただ言い添える修飾句ではなく、その時まさに天皇が神というにふさわしい行動をとったことを表す表現であつたと考えられる。

三 天皇以外に用いられた〈名詞・ナガラ〉

述べてきたように、続日本紀宣命に見える〈名詞・ナガラ〉の殆どが「天皇、神ながら、（思惟内容）と思ほします」の形で、天皇が神というにふさわしい行動をとった場面で用いられている。ところで、一例ではあるが、宣命には天皇以外の行動に用いられた〈名詞・ナガラ〉がある。以下、次に挙げる「臣ながら」の例を考察し、これまで見てきた「神ながら」と同等の働きがあることを確認する。

(24) 今裳昨足嶋謀反の事自首し申せり。勘へ問ふに、申す事は年を渡り月を経にけり。法を勘ふるに、足嶋も罪あるべし。然れども年を渡り月を経ても^{臣ながら}臣ながら【臣みかど良】自首し申せらくを勧め賜ひ冠位上げ賜ひ治め賜はくと宣りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと宣る。辞別きて宣りたまはく、謀反の事に預りて隠して申さぬ^臣奴【奴】等、粟田広上・安都堅石女は法の随に斬の罪に行ひ賜ふべし。（五十三詔）

(24)では、井上内親王が密かに巫蠱による謀反を実行していたことを、裳昨足嶋が朝廷に自首したことに対して「臣ながら」が用いられている。事件はすでに年月を経ているとあり、その間謀反を知りつつ告発しないでいた足嶋にも罪はあるはずだが、朝廷は自首を高く評価し、逆に足嶋の官位を上げている。この「臣ながら」の働きを考えるあたって、【臣】という表記と「やつこ」ということばをおさえておく必要があるだろう。

続日本紀宣命に【臣】字は一二〇余例あるが、多くが「大

臣」「朝臣」といった熟語、また「勅りたまふ命を、親王・諸王・^{おみたち}諸臣・百官人等、天下公民、衆聞きたまへ」のように官職の名称として用いられ、オミと訓まれている。周知のとおり、臣は天武朝で定められた八色の姓の一つであり、連と並んで最高の姓である。しかし、【臣】字は姓の名称以外の意味で用いられることがある。

(26) 天下の人誰そ君の臣【臣】に在らずあらむ。心淨くして仕へ奉らむ、此し実の朕が臣【臣】には在らむ。

（二十八詔）

(28) 夫れ臣下【臣下】と云ふ物は君に随ひて淨く貞かに明き心を以て君を助け護り、対ひて无礼き面へり无く後には謗る事无く、奸み偽り諂ひ曲がれる心无くして奉侍るべき物に在り。（四十四詔）

(26) (28)の【臣・臣下】はある特定の身分の名称ではなく、家来の総称である。この【臣】はヤツコと訓まれる。ヤツコは元は「家」＋連体助詞「つ」＋「子」であり、神や君に仕える者の意であつたと考えられる。(26) (28)にあるとおり、ヤツコは「淨く」「明き」心で仕えることが求められる。同様の【臣】は上代の他の文献にも見つけることができる。

(29) 我父子三人、生きてまじしときに事へまつり、死にますときに殉ひまつらずは、是臣【臣】だにもあらず。（紀・安康）

(29)は大草香皇子が讒言により無実の罪で殺された際、皇子に仕えていた難波吉師日香蚊親子が三人とも殉死する場面である。このように「臣」は時に命も投げ出すほど主人に忠実であ

ることが期待されていたと見られる。足嶋の自首は、足嶋の真の主である天皇への忠誠であり、「臣」というにふさわしい行動であったと宣命の中では位置づけられている。だからこそ罪がありながらも官位を上げるといふ異例の処遇がとれるのである。上接語「臣」に相応した行動がとられている点で、天皇に用いられた「神ながら」と同等の働きが認められる。

ところで、ヤツコの訓表記には「臣」字の他に「奴」字が用いられることがある。続日本紀宣命に「奴」字は四十余例、そのうち訓で用いられたものが二十例ほどある。そのいくつかを次に挙げる。

(30) 誰しの奴【奴】か朕が朝を背きて然為る人の一人も在らむ (十六詔)

(31) 天日嗣高御座の次をかそび奪ひ盗まむとして悪しく逆に在る奴【奴】久奈多夫礼…… (十九詔)

(32) 逆に穢き奴【奴】仲末呂い詐り奸める心を以て兵を発し朝廷を傾け動かさむと (二十八詔)

(33) (34) 愚痴に在る奴【奴】は思ひわく事も無くして、人の不当く无礼しと見咎むるをも知らずして：彼らが惑へる心をば教へ導きて貞しく浄き心を以て朝廷の御奴【御奴】と奉仕らしめむ (三十五詔)

(35) (36) 復清磨等は奉侍れる奴【奴】と念してこそ姓も賜ひて治め給ひてしか、今は穢き奴【奴】として退け給ふに (四十四詔)

一見して分かれるとおり、「奴」字は専ら非難や侮蔑の対象人物に用いられる。注目されるのは、宣命が発される時点での評

価が反映している点である。(33) (34)は謀反を企てた和氣王に荷担した者達の罪を免じ今後を戒める詔であるが、改心した後のことを述べた(34)でも「奴」字が用いられている。(35) (36)は八幡大神の神託を捏造した罪に問われた清磨を処罰する詔であるが、姓を与えられ誠実に仕えていた頃を回想している(35)においても、清磨は「奴」字で表されている。このようにヤツコには「臣」字と「奴」字を使い分ける傾向が認められ、少なくとも非難の対象に「臣」字を用いることはない。同じヤツコであっても、足嶋には「臣」が用いられ、処罰される粟田広上と安都堅石女には(25)「奴」字が用いられているのも、この使い分けの反映であろう。

貴人や畏敬の対象以外のものに〈名詞・ナガラ〉を用いた例は古事記にも見える。

(37) 奴に有れば、奴随らに【随奴】覺らずて、過ち作りしは甚畏し。(記・雄略)

(37)は志幾の大県主の家が天皇の御舎に似せて造られていることに腹をたてた雄略天皇が、大県主の家を焼き払おうとした時に、大県主が天皇に許しを請う場面である。岩波日本古典文学大系が頭注で「卑しいやつこでございますので、卑しいやつこ相応に気づきませんで、過つて造りました」と注したとおり、この「奴ながら」は天皇の御殿に自宅を似せてつくるといふ愚行が、卑しい者ならではの愚行であったことを表していると考えられる。非難や侮蔑の対象である「奴」に相応した愚かな行為に用いられている点で、やはり「神ながら」「臣ながら」と同じ働きを認めることができるだろう。

四 おわりに

続日本紀宣命における〈名詞・ナガラ〉は、上接語である〈名詞〉に相応した行動がとられた場面で用いられる。「神ながら」は天皇が神というにふさわしい行動をとった場面で専ら用いられていた。その他「臣ながら」、また同じヤツコナガラでも表記の異なる古事記の「奴ながら」においても、忠誠であることを求められる【臣】、侮蔑の対象である【奴】に、それぞれ相応した行動に用いられていた。このように〈名詞・ナガラ〉は宣命の中で統一的な働きをもっており、他の上代文獻にも同じ働きをする例を見つけることができる。

表記からは、続日本紀宣命において〈名詞・ナガラ〉のナガラがさらに接辞化を強めたことがうかがわれる。既述のように、〈名詞・ナガラ〉は元は〈名詞＋連体助詞ナ＋名詞カラ〉であったと考えらるのだが、宣命の「神ながら」は「神随」「随神」と表記されることが多く、専ら【随】字が用いられて〈連体助詞ナ＋名詞カラ〉として表記された例はない。【神奈我良】の表記ではナガラ部分が小書きされており、カラを名詞すなわち自立語として見なしていなかったことがうかがわれる。とりわけ、十三詔に数例見られる(3)【神奈我良】という表記は注目される。これは筆記者が「神ながら」を「神＋ナガラ」と誤って分析したことを表している。このような異分析は万葉集の表記には見あたらない。続日本紀宣命において、〈名詞・ナガラ〉の成り立ちはすでに相当失われていたと考えられる。ナガラでひとまとまりの付属語として、一段と接辞化が進んでいる

と見てよいだろう。

冒頭で述べたように、上代の〈名詞・ナガラ〉は接辞化をはじめてはいたものの、まだ中古とは異なる上代特有の段階にあったと見られる。本稿での調査の結果、そうした上代特有の段階に続日本紀宣命の〈名詞・ナガラ〉も属していたと考えられる。上代の〈名詞・ナガラ〉が全体としてどのような意味の機能をもっていたのか、さらになぜそのような機能を持ち得たのかについては、上代の〈名詞・ナガラ〉や名詞カラの用例全体を見渡す必要があるだろう。それについては稿を改めたい。

(注)

- *一 本文や歌番号の引用は、続日本紀宣命：新日本古典大系『続日本紀』岩波書店（一九八九）、万葉集：新編日本古典文学全集『万葉集』小学館（一九九四）、日本書紀：日本古典文学大系『日本書紀』（一九六七）、古今集：新編日本古典文学全集『古今和歌集』小学館（一九九四）、に従う。本稿で「宣命」と用いた場合は続日本紀宣命を指し、書名は添えずに第十三詔を（十三詔）と表す。万葉集は、巻五・八四六番を（五八四六）と表す。

- *二 連用名詞法を別にすれば、一般に活用語の連用形に連体助詞が続くことはない。石垣謙二（一九五五「助詞「から」の通時的考察」「助詞の歴史的研究」）は、「ながら」のうける連用形は充分に述定力を有し¹、いわゆる連用名詞法とは別箇の性質であると論じており、首肯される。